

# 国土交通省

鳥取大学工学部社会開発システム工学科  
卒業者に1級技術検定の受検資格を認める件

下記に掲げる者は、建設業法施行令第27条の5第1項第4号の規定により、同項第1号から第3号までに掲げる者と同等以上の学歴又は資格及び実務経験を有するものと認める。

## 記

受検しようとする種目が施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第2条の表の学科の欄において土木工学に関する学科となっている検定種目であって、鳥取大学工学部社会開発システム工学科の課程のうち、別紙に掲げる教科において指定する条件を満たし卒業した後、受検しようとする種目に関し指導監督の実務経験1年以上を含む3年以上の実務経験を有する者

平成14年3月29日

国土交通大臣 林

寛子

